

湖南省の専任手話通訳者の拡充に関する請願

【請願趣旨】

専任手話通訳者設置事業を担う手話通訳者は地域の聴覚障がい者の意思疎通の橋渡しにとどまらず、聴覚障がい者の自立と社会参加を支援する専門職です。最近全国各地で災害がしばしば起きるようになり、規模も大きくなっています。災害が起きた時、聴覚障がい者は情報が入らず、意思疎通にも差し支えが生じやすいため、専任手話通訳者の支援が欠かせず、専任手話通訳者は聴覚障がい者が対等に住民サービスを受けるために必要不可欠です。

つきましては、次のとおり請願をいたします。

- ・週5日を2人の専任手話通訳者で対応して下さい。

【請願事項】

- ・専任手話通訳者は聴覚障がい者と市民や行政との橋渡しをはじめ、災害や急病時には聴覚障がい者の命を守る専門職として、皆さんの生活を守るのに必要不可欠な存在です。

湖南省コミュニケーション支援事業実施要綱においても専任手話通訳者はコミュニケーション支援だけでなく、相談及び生活援助も業務として位置づけられています。実際、湖南省の専任手話通訳者は長年市在住の聴覚障がい者の自立と社会参加支援に大いに貢献しています。

しかし、令和2年度より雇用形態が会計年度任用職員に変わったことにより、勤務時間が短縮され必要な手話通訳の依頼がしづらくなり、結果として聴覚障がい者が行政の市民サービスを利用しづらくなっています。そもそも市内在住の聴覚障がい者も、湖南省民であり、専任手話通訳者の雇用状況を改善することは、聴覚障がい者への市民サービスを守るために欠かせません。

つきましては「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」の理念を、湖南省在住の聴覚障がい者にも生かすべく、専任手話通訳者の拡充をお願いします。

全会一致で採択

不登校児童生徒に対する支援制度の確立を求める意見書

文部科学省の調査によると、令和3年度の小中学校における不登校児童生徒数は、全国で24万4,940人と過去最多である。加えて「年間欠席30日以上」を不登校の定義としていることから、例えば一週間以上連続で欠席をする児童生徒や教室外登校、短時間登校をする児童生徒などはあてはまらず、事実上の不登校児童生徒数は潜在的に多数存在していると考えられる。特に新型コロナウイルス感染症の影響で不登校が増えていることも指摘されており、喫緊の課題である。

そのような中、多様な学習機会を提供する民間のフリースクール等は、様々な理由で学校生活になじめない児童生徒の社会的自立に向けた学びの場として需要が高まっており、公教育を補完する重要な役割を担っている。

しかしながら、文部科学省の調査によれば、フリースクールの利用料の月額平均は約3万3千円となっており、子育て世帯への経済的負担が大きいうえに、近隣に施設がない家庭においては車での送迎等も必要であり、経済的・時間的負担が理由で通所を断念せざるを得ない児童生徒も存在する。不登校児童生徒が家庭の経済状況に関係なく、フリースクール等で学習機会を確保する支援の充実が求められている。

また、フリースクール等民間施設自体が全国的に少なく、自治体の域内に民間の団体・施設がないため連携が図れない実態がある。

よって国におかれては、安定的に不登校児童生徒の多様な学習機会を確保し、社会的自立を支援するため、次の事項について強く要望する。

記

- 1 教育機会確保法制定の際に、衆参両院において附帯決議とした「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。」を早急に進めること。
- 2 文部科学省初等中等教育局長名で各都道府県教育委員会教育長等に通知した「不登校児童生徒への支援の在り方について」において「フリースクール、中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。」と発出したことを踏まえ、民間施設の設立及び運営に係る費用等支援を目的とした財政上の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月21日

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣官房長官、総務大臣、文部科学大臣

全会一致で可決